

○出水圏域慢性腎臓病予防ネットワーク実施要綱

平成29年6月29日告示第51号

改正

平成31年4月1日告示第25号の1

令和4年5月20日告示第24号

出水圏域慢性腎臓病予防ネットワーク実施要綱

(目的)

第1条 健診等で腎臓の異常等が発見された患者を、かかりつけ医と腎臓等に関する専門医が連携して診療すること（以下「病診連携」という。）が重要であることから、出水圏域（阿久根市・出水市・長島町（以下「市町」という。））で統一的な病診連携の運用が図られるよう、病診連携を運用していくための枠組み（以下「CKD予防ネットワーク」という。）を作成し、慢性腎臓病（以下「CKD」という。）の重症化の予防に努めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この事業の用語の定義を次のとおりとする。

(1) CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）

特定健診等に携わっている全ての医師のうち、CKD予防ネットワークの趣旨に賛同し、市町の登録を受けた医師を「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）（以下「CKDかかりつけ医」という。）」とする。

(2) 腎臓診療医

日本腎臓学会の認定する腎臓専門医、日本透析医学会の認定する透析専門医及び、日本泌尿器科学会の認定する泌尿器専門医（以下「専門医等」という。）のうち、CKD予防ネットワークの趣旨に賛同し、県、市町村、医師会等が開催するCKDに関する専門的なセミナー（以下「腎臓診療医専門セミナー」という。）を受講し、市町の登録を受けた医師とする。

(CKD予防ネットワークの流れ)

第3条 本ネットワークにおいては、原則として、市町等から受診勧奨を受けた患者が、CKDかかりつけ医を受診し、当該医師から、腎臓診療医に紹介し、連携して診療を行うこととし、次のとおりとする。

(1) 町等の受診勧奨

健診実施主体である長島町は、特定健康診査等の結果により、腎機能がCKD予防ネットワーク「紹介基準」（別添1）に該当する患者に対して長島町CKD予防ネットワーク＜紹介シ

ート（診療情報提供書）>（様式第1号）を配布し、CKDかかりつけ医を受診するよう勧奨する。その際に、受診の参考となるよう出水圏域CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）一覧（別添4）を提示する。

（2）CKDかかりつけ医の診療

CKDかかりつけ医は、患者に対して必要な検査を行い、腎機能がCKD予防ネットワーク「紹介基準」（別添1）に該当する患者を長島町CKD予防ネットワーク<紹介シート（診療情報提供書）>（様式第1号）により腎臓診療医に紹介する。

（3）腎臓診療医の診療

ア 腎臓診療医は、CKDかかりつけ医等から紹介のあった患者に対して、必要な検査や腎機能の評価等を行い、今後の治療方針等を出水圏域CKD予防ネットワーク<返信シート（診療情報提供書）>（様式第3号）等によりCKDかかりつけ医等へ返信する。

イ 腎臓診療医は、CKD予防ネットワーク「腎生検施設への紹介基準」（別添3）に該当する患者について、腎生検を考慮し、必要に応じて腎生検施設へ紹介する。

ウ 腎臓診療医は、CKDかかりつけ医等を経由せずに、腎臓診療医を直接受診した患者に対して、必要に応じて、出水圏域CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）一覧（別添4）を提示しかかりつけ医を持つことを推奨する。

（4）CKDかかりつけ医と腎臓診療医の連携

ア CKDかかりつけ医は、腎臓診療医の治療方針等に基づき患者の治療を行うとともに、腎機能に応じて、定期的に患者を長島町CKD予防ネットワーク<紹介シート（診療情報提供書）>（様式第1号）により腎臓診療医に再紹介するなど、腎臓診療医と連携して診療を行う。

イ CKDかかりつけ医は、急性増悪など、CKD予防ネットワーク「再紹介基準」（別添2）に該当する患者を長島町CKD予防ネットワーク<紹介シート（診療情報提供書）>（様式第1号）により隨時腎臓診療医へ再紹介する。

（5）町への報告

ア CKDかかりつけ医は、CKD予防ネットワークにおける患者の受診状況を、長島町CKD予防ネットワーク<受診報告書>（様式第2号）により、長島町へ報告する。

イ 腎臓診療医は、CKD予防ネットワークにおける患者の受診状況を、長島町CKD予防ネットワーク<経過報告書>（様式第4号）により、毎月、長島町へ報告する。

（登録手続等）

第4条 登録手続等については次のとおりとする。

(1) CKDかかりつけ医の登録手続等

- ア 医師は、CKDかかりつけ医として長島町の登録を受ける場合には、長島町CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録承諾書（様式第5号）を長島町に提出する。
- イ 長島町は、医師をCKDかかりつけ医として登録した場合には、長島町CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（様式第6号）を交付する。
- ウ CKDかかりつけ医は、登録内容に変更があった場合には、長島町CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）変更届（様式第7号）を長島町に提出する。
- エ 登録に際して有効期間は定めないものとする。
- オ CKDかかりつけ医は、県、市町村、医師会等が開催するCKDに関する研修会や説明会に参加するよう努める。
- カ CKDかかりつけ医は、登録を辞退する場合には、長島町CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）辞退届（様式第8号）を長島町に提出するとともに、長島町CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（様式第6号）を返却する。
- キ CKDかかりつけ医の登録内容に変更があった場合には、変更手続を行った市町から他の市町及び県（川薩保健所）へ情報提供を行う。

(2) 腎臓診療医の登録手続等

- ア 専門医等は、腎臓診療医として長島町の登録を受ける場合には、腎臓診療医専門セミナーを受講するとともに、長島町腎臓診療医登録承諾書（様式第9号）を長島町に提出する。
- イ 長島町は、腎臓診療医専門セミナーを受講した専門医等に対し、受講修了証（様式第10号）を交付するとともに、腎臓診療医として登録する。
- ウ 腎臓診療医は、登録内容に変更があった場合には、長島町腎臓診療医変更届（様式第11号）を長島町に提出する。
- エ 腎臓診療医は、2年に1度、腎臓診療医専門セミナーを受講するものとする。
- オ 腎臓診療医は、登録を辞退する場合には、長島町腎臓診療医辞退届（様式第12号）を長島町に提出する。
- カ 腎臓診療医の登録内容に変更があった場合には、変更手続を行った市町から他の市町及び県（川薩保健所）へ情報提供を行う。

(CKD予防ネットワークの活用)

第5条 CKD予防ネットワークの活用については次のとおりとする。

(1) 県（川薩保健所）は、CKD予防ネットワークの活用と推進が図られるよう、健診実施主体である市町等に対して支援を行う。

(2) CKD予防ネットワークの活用に当たり、県（川薩保健所）、市町等は、鹿児島県や地域の医師会の理解・協力を得た上で活用を進める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、出水圏域CKD予防ネットワークの推進に必要な事項については、出水保健医療圏糖尿病地域医療連携パス・（CKD）運営委員会をとおして決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月29日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第25号の1）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年5月20日告示第24号）

この告示は、公布の日から施行する。